

# 官報

号外 昭和三十五年五月十一日

## ○第三十四回 参議院會議録第二十号

昭和三十五年五月十一日(水曜日)午前  
十時五十五分開議

### 議事日程 第二十一号

昭和三十五年五月十一日  
午前十時開議

第一 行政管理庁設置法の一部を  
改正する法律案(内閣提出、衆  
議院送付)

第二 引揚者給付金等支給法の一  
部を改正する法律案(社会労働  
委員長提出)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、  
朗読を省略いたします。

去る四月二十七日議長において、左の  
常任委員の辞任を許可した。

### 地方行政委員

野村吉三郎君

近藤 鶴代君

藤原 道子君

佐野 廣君

最上 英子君

龜田 得治君

館 哲二君

小林 武治君

松永 忠二君

吉田 法晴君

安田 敏雄君

江田 敏彦君

山口 重彦君

平井 太郎君

### 通信委員

植竹 春彦君

久保 等君

建設委員

秋山 長造君

予算委員

安田 敏雄君

議院運営委員

永岡 光治君

同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。

### 地方行政委員

館 哲二君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆  
議院に回付した。

原子力委員会設置法の一部を改正す  
る法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本道路公団法の一部を改正する法  
律案

建設業法の一部を改正する法律案

重油ボイラーの設置の制限等に関す  
る臨時措置に関する法律の一部を改  
正する法律案

中小企業業種別振興臨時措置法案

国有財産法第十三条第二項の規定に  
基づき、国会の議決を求めるの件

道路整備特別会計法の一部を改正す  
る法律案

特定港湾施設工事特別会計法の一部  
を改正する法律案

地方財政法及び地方財政再建促進特  
別措置法の一部を改正する法律案

臨時地方特別交付金に関する法律  
案

地方交付税法等の一部を改正する法  
律案

同日国会において議決した左の件を内  
閣に送付し、その旨衆議院に通知し  
た。

国有財産法第十三条第二項の規定に  
基づき、国会の議決を求めるの件

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆  
議院に回付した。

原子力委員会設置法の一部を改正す  
る法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本道路公団法の一部を改正する法  
律案

建設業法の一部を改正する法律案

重油ボイラーの設置の制限等に関す  
る臨時措置に関する法律の一部を改  
正する法律案

中小企業業種別振興臨時措置法案

国有財産法第十三条第二項の規定に  
基づき、国会の議決を求めるの件

道路整備特別会計法の一部を改正す  
る法律案

特定港湾施設工事特別会計法の一部  
を改正する法律案

地方財政法及び地方財政再建促進特  
別措置法の一部を改正する法律案

臨時地方特別交付金に関する法律  
案

地方交付税法等の一部を改正する法  
律案

同日国会において議決した左の件を内  
閣に送付し、その旨衆議院に通知し  
た。

国有財産法第十三条第二項の規定に  
基づき、国会の議決を求めるの件

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆  
議院に回付した。

同日左の法律の公布を奏上し、その旨  
衆議院に通知した。

日本道路公団法の一部を改正する法  
律

建設業法の一部を改正する法律

重油ボイラーの設置の制限等に関す  
る臨時措置に関する法律の一部を改  
正する法律

中小企業業種別振興臨時措置法案

道路整備特別会計法の一部を改正す  
る法律

特定港湾施設工事特別会計法の一部  
を改正する法律

地方財政法及び地方財政再建促進特  
別措置法の一部を改正する法律

臨時地方特別交付金に関する法律  
案

地方交付税法等の一部を改正する法  
律

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議  
を送付した。

オリンピック東京大会の完遂に関す  
る決議

去る四月二十八日議長において、左の  
常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

小柳 牧衛君

西田 信一君

地方行政委員

平井 太郎君

法務委員

植竹 春彦君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

運輸委員 平井 太郎君

予算委員 基 政七君

決算委員 鳥 清君

同日内閣から予備審査のため左の議案  
が送付された。

結社の自由及び団結権の保護に関す  
る条約(第八十七号)の締結について  
承認を求めるの件

国家公務員法の一部を改正する法律  
案

地方公務員法の一部を改正する法律  
案

公共企業体等労働関係法の一部を改  
正する法律案

地方公営企業労働関係法の一部を改  
正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出され  
た。

行政管理庁設置法の一部を改正する  
法律案修正議決報告書

同日議員から左の質問主意書が提出さ  
れた。

仙台駅前広場計画に関する質問主意  
書(田中一君提出)

同日内閣を經由して日本銀行政策委員  
会議長から、日本銀行法第十三条ノ三  
第十号の規定による報告書を受領し  
た。

去る四月三十日議員から左の質問主意  
書が提出された。

小学校社会科六年指導要領に関す  
る質問主意書(加瀬完君提出)

同日左の質問主意書を内閣に転送し  
た。

仙台駅前広場計画に関する質問主意  
書(田中一君提出)

去る二日内閣から左の議案が提出され  
た。よって議長は即日これを委員会に  
付託した。

官報(号外)

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託  
国有財産特別措置法の一部を改正する法律案  
大蔵委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

地代家賃統制令の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

原子力損害の賠償に関する法律案  
去る四日左の質問主意書を内閣に転送した。

小学校社会科六学年指導要領に関する質問主意書(加瀬完君提出)

去る六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員  
大谷 賢雄君  
地方行政委員  
植竹 春彦君  
法務委員  
佐野 廣君  
同  
西田 信一君  
大蔵委員  
小柳 牧衛君  
運輸委員  
平井 太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員  
小柳 牧衛君  
地方行政委員  
西田 信一君  
法務委員  
平井 太郎君  
同  
植竹 春彦君  
大蔵委員  
大谷 賢雄君  
運輸委員  
佐野 廣君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。  
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案  
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案  
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(第三十一回国会閉会法第一六七号)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

医療金融公庫法案  
社会労働委員会に付託

航空法の一部を改正する法律案  
運輸委員会に付託

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案  
通信委員会に付託

同日内閣から左の答弁書を受領した。  
参議院議員田中一君提出仙台東駅前広場計画に関する質問に対する答弁書

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。  
原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、左の内閣提出案は厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(第三十一回国会内閣提出、衆議院継続審査)修正議決の結果議決を要しないものとなつた旨の通知書を受領した。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案  
船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

同日内閣から、左記の者を日本電信電話公社経営委員会委員に任命致したいので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求め、旨の要求書を受領した。

記  
(四月二十日任期満了による再任)  
大和田 健二  
(同) 中山 素平

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命致したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求め、旨の要求書を受領した。

記  
(四月二十四日任期満了による再任)  
秋山 龍  
丹羽 保次郎

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

建設大臣官 三橋 信一君  
建設省河川局長 山内 一郎君  
建設省道路局長 高野 務君  
建設省河川局長山本三郎君は建設技監にそれぞれ任命され、また建設省道路局長佐藤寛政君は去る四月三十日付退職したため、その政府委員は自然消滅となつた。

去る七日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案(千葉信君外一名発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、建設大臣官房会計課長三橋信一君外二名(去る六日議長承認のとおり)を第三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員  
後藤 義隆君  
社会労働委員  
鹿島 俊雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員  
鹿島 俊雄君  
社会労働委員  
後藤 義隆君

同日委員長から左の議案が提出された。  
引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)  
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。  
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案(千葉信君外一名発議)

同日議長は、左の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

昨日十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員  
伊能繁次郎君  
法務委員  
鹿島 俊雄君  
同  
江田 三郎君  
大蔵委員  
大谷 賢雄君  
社会労働委員  
後藤 義隆君  
農林水産委員  
亀田 得治君  
商工委員  
鈴木 万平君  
運輸委員  
佐野 廣君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員  
大谷 賢雄君  
法務委員  
後藤 義隆君  
同  
亀田 得治君  
大蔵委員  
伊能繁次郎君  
社会労働委員  
鹿島 俊雄君  
農林水産委員  
江田 三郎君  
商工委員  
佐野 廣君  
運輸委員  
鈴木 万平君

同日法務委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 後藤 義隆君(後藤義隆君の補欠)

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を運輸委員会に付託した。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

同日内閣から左の答弁書を受領した。参議院議員加瀬完君提出小学校社会科六年指導要領に関する質問に対する答弁書

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、電波監理審議会委員の任命に関する件を議題とするに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり ○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、電波法第九十九条の三第一項の規定により、秋山龍君、丹羽保次郎君を電波監理審議会委員に任命することに付いて、本院の同意を求め参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。内閣委員長中野文門君。

審査報告書 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月二十八日

内閣委員長 中野 文門 参議院議長松野鶴平殿

附則を次のように改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政管理庁の地方支分部局が現在行政監察局の所掌事務だけを分掌しているのを、必要に応じて、行政管理局及び統計基準局の所掌事務の一部をも分掌させることができることとする。ともに、同地方支分部局の名称を変更する等の改正をしようとするものであつて、その措置は妥当と認めらる。なお、本法の施行期日に關し所要の修正を行ない、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用 別に費用は要しない。

附帯決議

総理府はじめ各省庁に設置されている審議会、調査会等は年々増加の傾向を示し、現在二百五十余の多数にのほつてゐるが、行政責任を明らかにし、国費を節約し、また行政機構を簡素化せんとする現内閣の基本方針に基づき、政府は、この際、不用

又は類似の審議会等の整理、統合を速かに断行すると共に、同一人が多数の審議会等の委員に任命されてゐる現状は審議会等の運営に支障を来たすおそれがあるが故に、今後委員の人選についても十分留意されんことを強く要望する。

右決議する。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月二十五日

衆議院議長 清瀬 一郎 参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律

行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 各行政機関の業務及び前号に規定する業務に關する苦情の申出につき必要をあつせんを行ふこと。

○第三項から第五項まで中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条

第三条の二中第八項を第九項とし、同条第七項の表を次のように改め、同項を同条第八項とする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
函館行政監察局	函館市	渡島支庁、檜山支庁及び後志支庁の所管区域並びに函館市
旭川行政監察局	旭川市	宗谷支庁、留萌支庁、網走支庁及び上川支庁の所管区域並びに稚内市、留萌市、北見市、網走市、紋別市、旭川市、士別市及び名寄市
釧路行政監察局	釧路市	根室支庁、釧路支庁及び十勝支庁の所管区域並びに根室市、釧路市及び帯広市
青森行政監察局	青森市	青森県
岩手行政監察局	盛岡市	岩手県
秋田行政監察局	秋田市	秋田県
山形行政監察局	山形市	山形県
福島行政監察局	福島市	福島県
茨城行政監察局	水戸市	茨城県
栃木行政監察局	宇都宮市	栃木県
群馬行政監察局	前橋市	群馬県
埼玉行政監察局	浦和市	埼玉県
千葉行政監察局	千葉市	千葉県
神奈川行政監察局	横浜市	神奈川県
新潟行政監察局	新潟市	新潟県
山梨行政監察局	甲府市	山梨県
長野行政監察局	長野市	長野県
富山行政監察局	富山市	富山県
石川行政監察局	金沢市	石川県
岐阜行政監察局	岐阜市	岐阜県
静岡行政監察局	静岡市	静岡県
三重行政監察局	津市	三重県
福井行政監察局	福井市	福井県
滋賀行政監察局	大津市	滋賀県
京都行政監察局	京都市	京都府
兵庫行政監察局	神戸市	兵庫県
奈良行政監察局	奈良市	奈良県
和歌山行政監察局	和歌山市	和歌山県
鳥取行政監察局	鳥取市	鳥取県
島根行政監察局	松江市	島根県
岡山行政監察局	岡山市	岡山県

山口行政監察局	山口市	山口県
徳島行政監察局	徳島市	徳島県
愛媛行政監察局	松山市	愛媛県
高知行政監察局	高知市	高知県
佐賀行政監察局	佐賀市	佐賀県
長崎行政監察局	長崎市	長崎県
熊本行政監察局	熊本市	熊本県
大分行政監察局	大分市	大分県
宮崎行政監察局	宮崎市	宮崎県
鹿児島行政監察局	鹿児島市	鹿児島県

第三條の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項の表中「札幌管区行政監察局」を「北海道管区行政監察局」、「仙台管区行政監察局」を「東北管区行政監察局」、「東京管区行政監察局」を「関東管区行政監察局」、「名古屋管区行政監察局」を「中部管区行政監察局」、「大阪管区行政監察局」を「近畿管区行政監察局」、「広島管区行政監察局」を「中国管区行政監察局」、「高松管区行政監察局」を「四国管区行政監察局」、「福岡管区行政監察局」を「九州管区行政監察局」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 行政管理庁長官は、前項の事務のほか、管区行政監察局に、第二條第三号に掲げる事務のうち行政管理機關の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第十三号に掲げる事務のうち行政管理局及び統計基準局の所掌する事務を分掌させることができる。

附則  
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

○中野文門君 たいだいま議題となりまして行政管理庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院において修正議決の上、当院に送付せられたものでありまして、まず、政府原案の要点を申し上げます。

その第一点は、行政管理庁の地方支分部局の事務分掌に關する改正であります。地方支分部局は、現在は行政監察局の所掌事務だけを分掌しておりますが、さらに必要に応じて行政管理局及び統計基準局の所掌事務の一部をも分掌することができるよう改められたこととあります。

その第二点は、管区行政監察局及び地方行政監察局の名称に關する改正であります。管区行政監察局は、現在、札幌、仙台、東京等、その所在都市名を冠しておりますが、これを、北海道、東北、関東等の広域の名称に改めて管轄区域を明瞭にするとともに、地方行政監察局の名称は、地方自治行政の監察を行なう機關であるかのごとき誤解を与えますので、地方行政監察局

の個別名称から「地方」の字句を削除したことであります。その他、北海道における市の新設等に伴い、管区及び地方行政監察局の管轄区域の変更を行ない、また、内部部局の組織を定める長官の権限に所要の改正をいたしてあります。

右の政府原案に対し、衆議院におきまして、現在地方支分部局において実施している行政苦情相談業務を成文化し、行政管理庁の所掌事務としてこの業務を加える旨の修正が行なわれました。

内閣委員会は、前後六回にわたり委員会を開き、この間、益谷行政管理庁長官その他関係政府委員の出席を求め、慎重にこの法律案の審議に当たりましたが、この審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、行政管理庁における三十五年度の主要な業務計画、行政監察機能権限をさらに強化するの要否、行政審議会の答申に對する処理状況、特に総理府初め各省庁に設置されている各種審議会、調査会等の整理統合と委員の選等運営に關する政府の所見、定員法廃止の当否とこれに對する政府の所見、監察行政運営の実情と従来取り扱われてきた苦情相談業務の運営状況、この改正による地方支分部局の所掌事務の増加に伴い、予算及び人員の裏づけのなかつた理由と、これがため行政監察の能率低下を来たすことなきやの点、ILO条約第八十七号の批准とこれに伴い人事院改組の問題等の諸点でありまして、これらの諸点につき、益谷長官その他行政管理庁当局との間に熱心な質疑応答がかわされましたが、その詳細は、委員会會議録に譲りたいと存じます。

去る四月二十八日の委員会におきまして質疑を終わり、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村山委員より、本法律案の附則を、「この法律は、公布の日から施行する。」と改める旨の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成の旨の発言がありました。次いで、日本社会党を代表して伊藤委員より、村山委員提出の修正案並びに修正部分を除く原案に賛成の旨の発言があり、その賛成の理由として、この法律案の改正のおもな点は、行政管理庁の地方支分部局においては、行政監察のほか、必要に応じて行政管理局と統計基準局の所掌事務の一部をも分掌することができるよう改めんとするものであつて、この点はことに適切な改正と思われるが、この改正の結果、本来の任務である行政監察業務の能率が低下することのないよう、その運営については政府において十分配慮されたい。また、衆議院においてなされた苦情相談に關する修正は、行政管理庁において現在苦情相談業務を行なつて以上、これを行政管理庁の所掌事務として法律に掲げることは当然のことである旨の意見が述べられました。また、同委員より、総理府初め各省庁に設置されている各種審議会等は、現在乱設の傾向にあるのみならず、委員の選及び運営等についても適当でない面が見られるとの理由で、三党共同提案による次の附帯決議案が提出せられました。次にこの附帯決議案を附説いたします。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

総理府はじめ各省庁に設置されている審議会、調査会等は、年々増加の傾向を示し、現在二百五十余の多数にのぼつてゐるが、行政責任を明らかにし、因費を節約し、また行政機構を簡素化せんとする現内閣の基本方針に基き、政府は、この際、不用又は類似の審議会等の整理、統合を速かに断行すると共に、同一人が多数の審議会等の委員に任命されている現状は審議会等の運営に支障を来たすおそれがあるが故に、今後委員の人選についても十分留意されんことを強く要望する。

右決議する。

かくて討論を終わり、まず、村山委員提出の修正案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられた。次いで、修正部分を除く原案につき採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決せられました。よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

最後に、三党共同提案の附帯決議案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定せられました。なお、右の附帯決議につき益谷長官より特に発言を求められまして、政府はこの決議の趣旨を尊重し善処する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

委員長の報告は修正議決報告でございます。本案全部の問題に供します。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

総理府はじめ各省庁に設置されている審議会、調査会等は、年々増加の傾向を示し、現在二百五十余の多数にのぼつてゐるが、行政責任を明らかにし、因費を節約し、また行政機構を簡素化せんとする現内閣の基本方針に基き、政府は、この際、不用又は類似の審議会等の整理、統合を速かに断行すると共に、同一人が多数の審議会等の委員に任命されている現状は審議会等の運営に支障を来たすおそれがあるが故に、今後委員の人選についても十分留意されんことを強く要望する。

右決議する。

かくて討論を終わり、まず、村山委員提出の修正案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられた。次いで、修正部分を除く原案につき採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決せられました。よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

最後に、三党共同提案の附帯決議案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定せられました。なお、右の附帯決議につき益谷長官より特に発言を求められまして、政府はこの決議の趣旨を尊重し善処する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

委員長の報告は修正議決報告でございます。本案全部の問題に供します。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。社会労働委員長加藤武徳君。

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十五年五月九日

提出者

社会労働 加藤 武徳  
委員長

参議院議長松野鶴平殿

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律

引揚者給付金等支給法(昭和三十二年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「三年間」を「四年間」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔加藤武徳君登壇、拍手〕

○加藤武徳君 たいま議題となりました引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明申し上げます。

引揚者及びその遺族に対する給付金の支給につきましては、昭和三十三年に引揚者給付金等支給法が制定され、はは三九年を経過いたしました今日、

大部分の者が手続を終了いたしましたはおりませんもの、いまだ一部には手続の済んでおられない者もあるものであります。引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権利は、三年間行使されないうときは時効によって消滅するように規定されておりますので、この法律に基づいて給付金を受ける権利を有している人たちは、その権利が本年の五月十六日

で時効期間が満了して権利を行使し得なくなるわけでありまして。しかるに、給付金を請求するための在外期間の立証等の書類や資料の収集その他の理由により、時効の期間満了までに請求手続をなし得ない者が若干あると認められるのであります。従いまして、この際、時効消滅の期間を一カ年延長することによって権利の行使に遺漏なからしめ、引揚者またはその遺族に給付金を支給して、その生活の再建に資してもらいたいと存するのであります。これがこの法律案を提出いたしました理由でございます。

社会労働委員会におきましては、慎重に協議検討いたしました結果、全会一致をもってこれを委員会提案として発議することにした次第であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決していただきますようお願いいたします。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時七分散会

○本日の会議に付した案件

一、電波監理審議会委員の任命に関する件

一、日程第一 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

一、日程第二 引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 平井 太郎君

議員

- 杉山 昌作君 石田 次男君
- 牛田 寛君 村山 道雄君
- 谷口 慶吉君 森 八三二君
- 小平 芳平君 田中 清一君
- 加賀山之雄君 稲浦 鹿蔵君
- 大谷藤之助君 大竹平八郎君
- 中尾 辰義君 下村 定君
- 常岡 一郎君 辻 武壽君
- 北條 鶴八君 岩次 忠恭君
- 苦米地英俊君 佐藤 尚武君
- 天坊 裕彦君 市川 房枝君
- 大谷 登潤君 村松 久義君
- 堀 末治君 辻 政信君
- 笹森 順造君 黒川 武雄君
- 杉原 荒太君 谷村 貞治君
- 岸田 幸雄君 北島 教真君
- 川上 為治君 安部 清美君
- 手島 栄君 佐藤 芳男君
- 松野 孝一君 中野 文門君
- 増原 恵吉君 勝俣 紘君
- 山本 利壽君 後藤 義隆君
- 塩見 俊二君 上原 正吉君

- 武藤 常介君 田中 啓一君
- 田中 茂穂君 藤野 繁雄君
- 杉浦 武雄君 西郷吉之助君
- 高橋進太郎君 吉武 恵市君
- 下條 康麿君 林屋亀次郎君
- 寺尾 豊君 野村吉三郎君
- 大野木秀次郎君 大沢 雄一君
- 小幡 治和君 前田佳都男君
- 宮澤 喜一君 横山 フク君
- 石谷 憲男君 村上 春蔵君
- 植垣弥一郎君 松村 秀逸君
- 上林 忠次君 梶原 茂嘉君
- 高橋 衛君 高野 一夫君
- 鈴木 恭一君 大川 光三君
- 山本 米治君 小沢久太郎君
- 劍木 亨弘君 青柳 秀夫君
- 井上 清一君 加藤 武徳君
- 安井 謙君 斎藤 昇君
- 小柳 牧衛君 木内 四郎君
- 木暮武太夫君 小山邦太郎君
- 紅露 みつ君 重宗 雄三君
- 堀木 鎌三君 青木 一男君
- 木村篤太郎君 伊能繁次郎君
- 大森 創造君 豊瀬 禎一君
- 野上 元君 米田 敷君
- 中村 順造君 千葉千代世君
- 北村 暢君 坂本 昭君
- 最上 英子君 岡村文四郎君
- 森 元治郎君 鈴木 壽君
- 大河原 次君 伊藤 顕道君
- 大谷 實雄君 重政 庸徳君
- 大和 与一君 占部 秀男君
- 植竹 春彦君 荒木正三郎君
- 小酒井義男君 高田なほ子君
- 光村 甚助君 野田 俊作君
- 湯澤三男君 清澤 俊英君
- 木村禮八郎君 加藤シヅエ君
- 岡 三郎君 岩間 正男君
- 須藤 五郎君 山本伊三郎君

武内 五郎君 大矢 正君

藤田藤太郎君 相澤 重明君

松永 忠二君 田上 松衛君

秋山 長造君 永岡 光治君

藤田 進君 向井 長年君

椿 繁夫君 小笠原三三男君

村尾 重雄君 東 隆君

松浦 清一君 阿部 竹松君

松澤 兼人君 田中 一君

島 清君 千葉 信君

羽生 三七君 栗山 良夫君

赤松 常子君 棚橋 小虎君

国務大臣

厚生大臣 渡邊 良夫君

郵政大臣 植竹 春彦君

国務大臣 益谷 秀次君

政府委員

厚生省引揚 河野 鎮雄君

援護局長 甘利 省吾君

郵政省電波 監理局長

航空自衛隊次期主力戦闘機 F104 Jの生産価格に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条

によつて提出する。

昭和三十五年三月四日

参議院議長松野鶴平殿

矢嶋 三義

政府は、昨年十一月六日の国防会議において航空自衛隊次期主力戦闘機として、ロッキード F104 Jを採用し、昭和三十五年度から昭和四十年

昭和三十五年五月十一日 参議院會議録第二十号 質問主意書及び答弁書

度までに国産することを決定したが、同機の生産価格については、従来幾多の疑点がいだかれていた。よつて左記の点について質問する。

一、防衛庁は、昭和三十三年八月

ロッキード社の提案したF104Cの一機当り七十九万ドルの価格表の資料を基礎として、F・C・Sを全天候のエアロ13に改め、合理的な国産化諸条件を考慮に入れて算出した同機の生産価格を昨年六月十五日の国防会議に提出している。

その価格は、単価百七万四千ドルとなつてはいるが、本単価の積算の基礎につき明細書をそえて、詳細に説明されたい。

二、政府は、去る一月、F104Jの一機当りの国産単価を百二十二万ドル(予備部品購入費二〇%を含みず)と決定したが、本単価は、前記同様、合理的な国産化諸条件を考慮に入れて算出されたものであるか、また本単価の積算の基礎につき明細書をそえて、詳細に説明されたい。

内閣参賀三四第一号

昭和三十五年三月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員矢嶋三義君提出航空自衛隊次期主力戦闘機F104Jの生産価格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員矢嶋三義君提出航空自衛隊次期主力戦闘機F104Jの生産価格に関する質問に対する答弁書

別表第一のとおりである。

二 一 一 二 万ドルの単価は、もとより、合理的な国産化諸条件を考慮して算出されている。その積算の基礎については別表第二のとおりである。

別表第一

F104C二〇〇機生産の単価七十九万ドル(ロッキード社見積り)及び一〇七、四万ドル(国防会議提出資料)との対比表並びにその説明

七、四万ドル(国防会議提出資料)との対比表並びにその説明

部分品及び材料(注二)

破損、損耗(注三)

輸送費

技術者及び技術援助

経営、エンジニアリング及び製造のノウハウ技術並びにプロセス

工具及び材料(注四)

生産、労務(注五)

米国支給工具

技術資料複製

企画サービス

(開発費)(注六)

(日本側技術費一般管理費利益)(注七)

計

七 八 九、九 五 五、一、〇 七 四、一 一 五

(注一)

ロッキード見積りとあるのは、三三年八月同社が防衛庁に提出した「ロッキードF104Cスターファイター生産計画並びに価格見積書」(同年国会の資料要求に応じ、日本派を国会に提出した)の「スケジュール七機数変動の際の価格概要」二〇〇機の場合の数字であつて、項目の名称は同日本派による。ただし、( )内の項目は同見積書にはない。

(注二)

対比表の数字の相違の理由は下記のとおりである。

(イ) 機体の材料部品の国産化率及び国産化の際の値上率の見方が、ロッキード資料ではそれぞれ約二一%及び一・六倍、国防会議資料ではそれぞれ二五・五%及び一・九倍であること。

(ロ) エンジン及びとり載通信機器等につき、ロッキード資料では全部国産しない前提であるが、国防会議資料ではノックダウン機分以外は全部国産の前提をとつてのこと。

(イ) FCSはロッキード資料ではASG-14改であるが、国防会議資料ではAero-13改としていたこと。

(注三)

おのおの上記数字の二%

(注四)

ロッキード資料においては、治工具の維持工数の見方が過少なでこれを修正した。

(注五)

製作の際の慣熟曲線をロッキード資料は、八二%としているのに対し、国防会議資料では、日本側の実情に即して八四%とした。

(注六)

F104CのFCS(ASG-14改)を全天候性のAero-13改にした場合の設計開発費をロッキード社が一億五〇〇万ドルと推定したのて、これを二〇〇機に割りかけて新たに計上した。

(注七)

国産会社の技術費として約五〇〇万ドルを計上し、かつ、国産会社的一般管理費、利益をコストに対して計上した。

別表第二

F104J一八〇機、F104DJ二〇機の平均単価一十二万ドルの説明

一 今回三年度予算案に計上したF104J及びDJの単価見積りは下記のとおりである。

F104J 一、二二八、五九五ドル

F104DJ 一、〇四七、〇二七ドル

平均 一、二二〇、四三八ドル

二 このうち、F104DJは機数少数のため全機米国で生産し、日本では解体輸送後の再組立のみを行なう。

三 F104J一、二二八、五九五ドルの積算根拠は下記のとおりである。

固定費(注一) 八〇、四八四ドル

治工具費(注二) 三二、〇七九ドル

機体製作費(注三) 四七一、五八一ドル

官給品費(注四) 四六六、八九八ドル

その他(注五) 七八、五五三ドル

計 一、二二八、五九五ドル

(注一) 別表第一における下記の項目を含む。

イ 技術者及び技術援助

ロ 経営、エンジニアリング及び製造のノウハウ、技術並びにプロセス

- ハ 米田支給工具
- ニ 技術資料複製
- ホ 企画サービス
- ヘ 開発費

(注二) 日本側で製作する治工具及びその維持費

(注三)

次の項目を含む。

- イ 二〇機のノックダウン機(全機ロッキードで製作)
- ロ 一六〇機のハードコア(ハードコアとは日本で技術的に製作困難な機体部分で、全機ロッキード社で製作したものを購入する)
- ハ ノックダウン機の組立及び一六〇機の部品製作及び組立作業費
- ニ 機体の材料部品費(全体の約四〇%を国産するものとして計算した。)

(注四)

次の項目を含む。

- イ エンジン(ノックダウン機とら載分を除き他の一六〇機は国産するものとして計算した。)
- ロ FCS(ナサール型)
- ハ とうり載通信機器等(ノックダウンとら載分を除き他の一六〇機とら載分はそのうち約半分を国産するものとして計算した。)

(注五)

次の項目を含む。

- イ 輸送費
- ロ 日本側技術費
- ハ 一般管理費、利益

(備考) この注に説明したものの以外の計算諸元(たとえば国産化の際の値上率、加工費レイト、利益等)は、いずれも別表第一に説明した一〇七、四万ドルの計算の際よりは厳格に見積つてある。

仙台駅前広場計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十五年四月二十七日

田中 一

参議院議長松野鶴平殿

仙台駅前広場計画に関する質問主意書

一、仙台駅前広場は昭和二十一年十一月十一日付戦災復興院告示をもつて、仙台市復興事業計画の一環として現在の駅舎を百六十米後退して、一万一千六百坪とすることと決定した。その後駅前民有地の

換地の必要上、昭和二十八年四月七日建設省告示をもつて九千七百十九坪に計画変更し、その実施を推進してきた。

しかるに昭和三十四年度をもつて戦災復興事業が打切られ、当該事業もほとんど完了の域に達した今日において、駅前広場計画のみは未着手の状況である。これは、一に国鉄の福島仙台間の電化工事に伴う駅舎の移転問題の不確定性によると考えられる。政府は本年度より着手する都市改造事業において、当初計画通り駅前広場の拡張を実施する方針なりや、これに對する見解を明示されたい。

二、昭和三十四年九月、仙台鉄道監理局長は、仙台市長に對し駅舎の百六十米後退を九米に止め広場面積を約四千坪に変更した旨申入れたとき、計画変更の理由を明確にされた。

また、当初計画と変更後の計画は、それぞれ乗降客数を何年度を目標にいかほどと推定しているのか。

三、現在の駅前広場はあまりにも狭長なため、バスの発着所数は四十七カ所に分散し、はなはだしきは駅より百五十米の遠距離にあつて、乗客にははなはだし、不便をかけるのみならず交通の混乱も日々増大する傾向にある。国鉄側の変更計画によれば広場は間口三百米、奥行三十四米となり混雑緩和は不可能と思ふがどうか。

仙台市当局は、バス発着所を駅前広場に吸収するため、都市計画街路、清水小路、定禪寺通線と多

門通常盤町線に囲まれた三角地帯の一部六千六百十二平方メートルをバスプール用地として駅広場面積に含め、一万九千九百九十二平方メートルを駅前広場としたい旨、本年三月三十一日国鉄と協議し、追つて四月十九日正式協議書を仙台鉄道監理局長に発送している。これについて政府はいかなる行政指導を行ふ所存なりや。

四、国鉄側は、駅前広場の都市計画が本決りにならないと、仙台までの電化計画は遅れるだろうと発表し、国鉄側の条件を呑むことを暗に要請すると思われるが如き態度を示している。かかる態度に對し政府はどう考えるか。

また今日の紛糾を招いたのは計画に一貫性なく、その指導に消極的であつた政府の責任と言わざるを得ない。駅前広場の拡張と国鉄の電化を希求する地元民の期待に應ずるため、今後における政府の具体的方策を明示されたい。

内閣参質三四第二号

昭和三十五年五月六日

内閣総理大臣 岸 信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員田中一君提出仙台駅前広場計画に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中一君提出仙台駅前広場計画に関する質問に對する答弁書

一、現在の都市計画によれば、取付線路、駅施設等の移設を必要とし、これがため巨額の工事費と長

期の日時を要するので、その変更については目下駅裏広場の計画と合わせて、地元仙台市と国鉄の間で検討中である。

二、駅本屋百六十メートル後退案は、取付路線の変更、機関車その他支障建物等の完全除去を必要とするため、工事は長期にわたり、かつ巨額の工事費を必要とする。この等の理由から実現困難であるので、駅前広場拡張の際には駅本屋を現在位置にて改良することもやむを得ないと思われるが、その場合は駅本屋建築線は現在位置より最大限九メートル後退が可能となるので、その線で駅前広場を整備するより関係者間で検討中である。

三、国鉄案並びに仙台市案については、将来の交通状況を考慮の上、目下関係者間で協議中である。

四、東北本線の電化については、仙台まで昭和三十六年四月開通を目標に工事施行中であり、これに伴う駅構内改良工事に着手する段階となつてゐる。

又駅前広場の計画については、目下地元において国鉄、仙台市間で協議中であるが、政府としては両者の計画の調整が早期に達成されるよう指導したい。

小学校社会科六年生指導要領に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十五年四月三十日

加瀬 完

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十五年五月十一日 参議院會議録第二十号 質問主意書及び答弁書

小学校社会科六年指導要領に  
関する質問主意書

一、指導の目標について

1 目標1の示す「今日の政治の基本的なしくみや考え方」が正しいという立場をとられるのか。

2 目標2の示す「わが国の政治のしかたや国民生活の時代の特色を具体的に理解させる」とは、時代の特色を無条件に正しいものとして是認させることではないかと思ふがどうか。

3 目標3の示す「わが国が世界の国々から孤立しては存在できないことに気づかせる」ためには、日清、日露の戦争の正当性のみを強調してよろしいか。

4 目標4の「世界の平和や人類の福祉に貢献しなければならぬ」という立場について考えさせる」とのことであるが、このためには、自民族や自分の国のみの行動や考え方を強調し、是認する態度が、まず反省さるべきであると思ふが、教材のとりあげ方がそなたつていないではないか。

二、指導の内容について

1 日本国憲法の精神について「国家の理想、天皇の地位、国民としての権利義務」とされているが、説明が簡単すぎではないか。

2 こういふ材料のとり方では、社会科の目的としている「自他の人格の尊重、民主的社會人としての考え方を深める」ための反省材が少なくなり、自国が万邦無比の国柄的な考え方に

入る怖れが生ずるではないか。都の文化は何を基盤にして花咲いたか。田舎はなぜ非文化的環境を余儀なくされたか。これらの問題に少しもふれな

4 日清、日露、対韓、対支外交等は、もつと反省の面をとりあげるべきではないか。

5 対中国、対ソ連等の古い時代における国際関係についての記述も、新しい善隣友好を示す「目標3」を無考慮に記載することとはさけるべきではないか。

6 「内容11」の示すところ、日清日露の評価にはくいあがいがあ

7 憲法の取扱いは平明にするという

1 この目標1は、「正しいか正しくないか」ではなく、現実

接不可分の関係をもつ現代の政治の理念とその組織の大小を客観的に理解させようとするものである。

2 わが国の歴史に現れた各時代の特色を理解させるという

3 この目標3は、たとえは交通、通信、報道機関の異常な発達、その他各種の条件のため、国際社会の諸関係が非常に緊密化した今日では、わが国もとうてい世界から孤立しては存在し

4 六年の歴史学習は、日本の歴史を中心に行なうようになつて

7 平明に取り扱うということ

1 小学校では、児童の発達段階からみて、日本国憲法の根本精神や要点を理解させるように考

2 日本国憲法の根本精神や要点を理解させるものであつて、御指摘のようなおそれは生じない

3 奈良・平安時代の都の文化が、大陸文化の影響を受けて花咲き、朝廷や貴族によつて日本

4 日清、日露の戦争とか、対韓、対支の關係については、わが国の近代史の歩みの中で欠くことのできない歴史的事実として扱

6 内容11は、原子力時代といわれる今日、われわれは世界の平和についてどう考えねばなら

して粗略な指導でよいという意味ではない。

〔第十七号参照〕  
審査報告書  
石油及び可燃性天然ガス資源開

一、委員会の決定の理由  
本法は、石油及び可燃性天然ガス資源開

二、費用  
本法施行のため、特段に費用を要しないが、昭和三十五年度一般会計予算に、天然ガス探査費補助

参議院會議録第十三号中正誤  
参議院會議録第十九号中正誤

明治三十五年第三種郵便物認可

定価 一部 十五円  
發行所 東京都新宿区南町一丁目五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三二一